

児童生徒指導規程

福山市立川口東小学校

第1章 『総則』

【目的】

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に楽しく仲良く安全に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 『学校生活に関すること』

第1条【登下校】

全期を通じて登下校の時刻を守ること。

- (1) 登下校 交通ルールを守り、決められた通学路を通して登下校する。
- (2) 遅刻・欠席 保護者が必ず学校に、遅刻・欠席フォームまたは電話で連絡する。
- (3) 早退 早退の場合は、保護者の迎えによる下校をする。

第2条【服装】

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際には、学校の定める制服を着用する。
- 2 自分の体調や季節、気象状況を自らで判断し、本校規定の制服を着用する。
- 3 登下校時は通学帽（黄色）を着用する。防犯ブザーを携帯する。
- 4 ポロシャツ・カッターシャツ・ブラウス等は、ズボン・スカートの中に入れる。

第3条【髪型】

- 1 学習・活動の妨げになる程の長い髪（肩にかかる）は黒、紺系の目立たないゴムで結ぶ。

第4条【持ち物】

- 1 学習に必要な物、携帯電話・スマートフォン等の持ち込みは禁止する。
- 2 学習に関する持ち物には、必ず名前を明記する。
- 3 違反があった場合は、児童に指導後、保護者に連絡し、連携を図る。

第5条【タブレット端末】

- 1 川口東小学校の使用のルールに則って使用する。
- 2 家庭内での使用に関しては、学校のルールを基本として保護者と連携を図る。

第3章 『校外生活に関すること』

地域・社会の一員として、他に迷惑をかけることなく、安全に生活を送るため、次のことを定める。

第1条【基本的生活習慣】

- 1 城南中学校区の「家庭と学校での6つの約束」を守る。

- ①早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつける。
- ②気持ちの良いあいさつをする。
- ③時間を守る。
- ④みだしなみを整える。
- ⑤家庭学習を毎日する。
- ⑥家庭でのルールを決めて守る。

2 長期休業中のきまり（夏休み・冬休み・春休み）を守る。

第2条【遊び】

- 1 安全な生活を送るため、モデルガン・エアガン、ライターを使っの遊びなど危ない遊びをしない。
- 2 帰宅時刻を守る。（帰宅時刻は4～9月は午後6時，10～3月は午後5時とする。）
- 3 校区外へは子どもだけでは行かない。
- 4 友人宅への外泊，児童だけでの夜間外出は原則禁止する、夜間の外泊や外出は、保護者の責任で行われる監督・保護のもとのみとする。
- 5 児童間での金銭の貸し借りは禁止する。

必要があれば、職員室で説諭や反省文などは当然のこと。
敢えて、「特別な指導」と銘打ったり、明文化したりする必要はない。